

記載例2 (退職等) 一括徴収 …給与支払者が未徴収税額を給与または退職手当等からまとめて徴収する場合

○異動のあった月の翌月の10日までに提出してください。

提出用		給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										特別徴収義務者 指定番号 9010000	
宛先 みよし市長 「特別徴収」を○印で囲む		〒 470-0295		所在地又は住所 みよし市三好町小坂50番地		連絡先 部署 人事課 給与係		担当者 三好 花子		電話 0561-32-2111 内(241)		退職した年の1月1日から退職時までの給与支払額	
令和 8 年 9 月 7 日提出		(株) 三好		名称又は氏名		異動年月日		異動事由		退職した年の1月1日から退職時までの給与支払額		控除社会保険料額	
令和 8 年 9 月 7 日提出		法人番号又は個人番号(※1)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4		徴収済税額		未徴収税額		8年		1 退職	
フリガナ ミヨシ タロウ		特別徴収税額(年税額)		6月分から		9月分から		8月		2 転勤		3 休職	
氏名 三好 太郎		給与天引きの滞月を記入		8月分まで		5月分まで		8月		3 長期欠勤		4 死亡	
生年月日 S61.10.10		旧姓		(イ)		(ウ)=(ア)-(イ)		31日		5 税額が給与額より大きい		6 給与の支払が不定期	
受給者番号 002-1245		120,000円		30,000円		90,000円				7 会社解散		8	
個人番号(※1)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3		(ア)		(ウ)							
1月1日現在の住所 みよし市三好町小坂500番地													
異動後の住所 豊田市西町3丁目60番地													

異動前の特別徴収義務者が記入

未徴収税額(ウ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲み、必要事項を記入してください。

A 転勤・特別徴収継続 新たな特別徴収義務者が給与が徴収される場合		B 一括徴収した税額は 9 月分とあわせて納入します。 (10 月 10 日納期分)		C 一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。 1 異動が12月31日 申出がないため 2 5月31日までに退職手当の額が未徴収税額以下のため 3 死亡による退職のため	
所在地 〒		特別徴収義務者が徴収する場合は、使用する納入書等の月分を記入		個人で納付する場合	
フリガナ		一括徴収した税額は 9 月分とあわせて納入します。		一括徴収しない場合は、次のいずれかを○印で囲んでください。	
名称又は氏名		1 異動が12月31日以前で、申出があったため (9 月 30 日 申出)		1 異動が12月31日 申出がないため	
法人番号		2 異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため		2 5月31日までに退職手当の額が未徴収税額以下のため	
連絡先 部署		一括徴収の理由 (○印で囲んでください)		3 死亡による退職のため	
担当者		一括徴収税額 ((ウ)の金額) 90,000円		※1 転勤等により特別徴収を継続する場合は、個人事業主の方の個人番号は記入しないでください。また、異動者の個人番号の記入に関しては、新特別徴収義務者様において記入していただきますようお願いいたします。	
電話		●1月1日から4月30日までに退職等される方については、一括徴収が義務づけられています。なお、上記期間以外の退職についてもできる限り一括徴収をお願いします。(退職後出国予定の方は特に御協力をお願いします。)			
月割額					
新特別徴収義務者指定番号					
新受給者番号					
特別徴収税額の納入方法					
納入書使用					
納入書不使用 (金融機関の納入サービス利用)					